

支給内容

- (1) 宿舎、研修期間中の食事、研修期間中の疾病及び傷害に対する保険
- (2) 付録2 (p. 40) 表中の の国籍を有し、かつ研修開始時に居住する方については、以下ア～ウをJFが負担します（ただし、申請時に、これら地域に所在する国に居住していない場合は支給しません。また、中国・香港の英国BNO旅券及び香港SAR旅券保持者、中国・マカオのマカオSAR旅券保持者については、参加者本人の負担となります）。
 - ア 往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地最寄り国際空港発着）
 - イ 出国税・空港利用税
 - ウ 研修補助費

採用実績（参考）

採用19名／応募34名（令和4年度）
 （採用内訳：2か月コース10名、5か月コース9名）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 2をご覧ください。
- (2) 本プログラム固有の指標は以下の通りです。

日本語研修の必要性及び申請者の専門日本語能力習得の可能性、専門性の高さ、研修参加により期待できる効果・波及効果、専門家としての将来性等

申請締切

2022年12月2日正午（日本時間）（公募申請サイト）

結果通知

2023年4月下旬

備考

- (1) この研修は、研究活動や専門業務に必要な日本語能力を養成するものであり、各専門分野の教育を行うものではありません。
- (2) 全ての授業に参加する必要があります。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては本研修の参加採用が決まった後で中止となる場合がありますので、ご理解の上、ご応募ください。また、研修を実施した場合でも、研修内容の変更や専門活動に制約がある場合があります。

5-1) 日本語パートナーズ派遣

担当：日本語パートナーズ事業部事業第1チーム

ASEAN諸国を中心とするアジアの日本語教育を行う中等教育機関等に、現地日本語教師・学習者を支援する日本語パートナーズを派遣し、現地日本語教師の教育活動を支援するとともに、教室内外の学習者の支援や文化交流を通して、日本語と日本文化の魅力を伝えることを目的としています。

また日本語パートナーズ自身にも、現地での活動と人々との交流を通して、派遣先国・地域の文化や言語に対する理解を深め、将来的にアジアの架け橋となることを期待しています。

申請資格

申請者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 事業の趣旨を理解し、アジアの架け橋となる志を持っていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶり等）に対応できること
- (3) 満20歳以上満69歳以下で、日本国籍を有し、日本語を母語とすること

- (4) 日常英会話ができること
- (5) JFが別途指定する派遣前研修の全日程（約1か月）に参加できること
- (6) SNS、ウェブサイト等を活用して本プログラムの広報や活動についての情報発信に協力できること
- (7) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成など）

※上記の申請資格は、派遣先により異なる場合があります。

派遣地域

インドネシア、カンボジア、タイ、台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス

派遣期間

約3か月間～約8か月間

支給内容

往復航空券（エコノミークラス割引運賃）、旅費、滞在費等

※住居はJFが提供します。

備考

- (1) 募集情報等は、日本語パートナーズ派遣事業のウェブサイト（<https://asiawa.jp/jpf.go.jp/partners/>）に掲載します。
- (2) 派遣地域や派遣期間は予定です。変更となる場合がありますので、ご注意ください。

5-2) 大学連携日本語パートナーズ派遣

申請書略号: AC-IP

担当: 日本語パートナーズ事業部事業第2チーム

日本国内の大学等で日本語教育を専攻する学生を、ASEAN諸国を中心とするアジアにおける高等教育機関等に大学連携日本語パートナーズとして派遣し、現地日本語教師・学習者を支援するとともに、現地の人々との相互理解を促進し、深めることを目的としたプログラムです。

申請資格

日本語教師養成課程を有する日本国内の大学・大学院・短期大学（以下「連携大学等」）

派遣期間

2023年6月1日以降に出発し、2024年3月20日までに帰国する、1週間以上の期間

実施方法

JFと連携大学等の間で、学生の派遣先、時期、期間、人数等実施の詳細を協議し、合意書を締結します。

派遣先及び支給内容

派遣先	ASEAN10か国、中国、台湾
被派遣者	日本語を母語とする学生及び日本語母語話者相当の日本語能力を有している学生
支給内容	<p>JFは共催分担保金として以下の経費を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往復航空賃（エコノミークラス割引運賃、空港諸費用含む） ・住居費（180日分を上限とします） ・海外旅行傷害保険料（180日分を上限とします） <p>※上記項目は、JFの定める上限額の範囲内で支給します。 ※原則として食事代は支給しません。 ※当該派遣に国や、国の関連機関からの奨学金、助成金の併用は認められません。 ※JFの共催分担保金の使途と、他の団体からの助成金や寄附金の使途が、同一の経費に重複することは認められません。</p>